

「奈良の学び推進プラン」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集期間

令和2年12月15日（火）～令和3年1年13日（水）17時

2 意見提出状況

提出数：11件

提出者数：7者（団体等1、個人6）

※募集期間外にいただいた意見は含まれていません

3 公表場所

インターネット：奈良県教育委員会事務局教育政策推進課ホームページ
(<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=3563>)

閲覧：県政情報センター（県庁東棟1階）

県民お役立ち情報コーナー

（県立図書情報館、奈良県産業会館、橿原総合庁舎、吉野町中央公民館）

教育政策推進課（県庁東棟2階）

4 主な意見の内容と対応（案）

① 奈良の学び推進プランに意見を反映（6件）

- ・ 「プランの期間」に記載の元号に西暦を併記
- ・ 「教職員の資質向上」に学校の教育力向上に関する文言を追記
- ・ 「ＩＣＴを活用した教育の推進」にデジタルシティズンシップの趣旨を踏まえた内容の追記
- ・ 「学校における働き方改革」に各学校における取組内容等を追記するとともに実現目標を修正
- ・ 「特別支援教育の推進」に交流及び共同学習の意義等を追記するとともに実現目標に定性的目標を追加
- ・ 「多文化共生教育の推進」に記載の「在日外国人」を「外国人」に変更

② 県立高等学校適正化実施計画に関する意見（4件） ⇒ 県の考え方を説明

- ・ 実学教育推進に関する意見（1件）
- ・ 地域連携に関する意見（1件）
- ・ 平城高校の存続に関する意見（2件）

③ ご意見として承り、今後の取組の参考とする（1件）

- ・ キャリア・パスポートの活用について

「奈良の学び推進プラン(案)」に対する御意見の概要及び県教育委員会の考え方

No.	該当箇所	御意見の概要	県教育委員会の考え方(案)
1	1ページ 表紙	「令和3年度～令和6年度」などの表現について 奈良県内の全教職員・教育機関および児童・生徒に向けてのプランであるならば、西暦との併記にするべきである。様々な国にルーツをもつ教員(ALTなど)が子どもたちに関わっているので、グローバルな視点での表現とされたい。	いただいた御意見を踏まえ、1ページの「3 プランの期間」の表記について、西暦を併記するように変更します。
2	8ページ テーマ2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ (2)教職員の資質向上 <推進方針>	教職員の資質の向上、とりわけ授業の力をみがくためには学校単位における研修体制の充実が大切である。これまで都市単位での研究団体が主体となって行われていた校務分掌にひもづく担当者の教科研究ではなく、研究主題に沿った学校内での教育技術の共有により、学校や地域の独自性をふんだんに教職員の資質が身につくと考える。 プランにある遠隔研修や研修講座の充実を基本としながら、その学びをいかに所属に環流することができるのかの視点を盛り込まれたい。	県教育委員会では「教員等研修計画」に基づく研修講座の体系として、OFF-JT活性化を目指す、主に教育研究所で実施する研修講座と、学校や市町村教育委員会のOJT活性化を目指す訪問研修等による支援を設定しています。いただいた御意見は、研修講座の学びの共有による学校の教育力向上を重視するものであり、本文中にその旨を追記します。
3	9ページ テーマ2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ (4)ICTを活用した教育の推進 <推進方針>	新型ウイルス感染が深刻化をたどる今だからこそ、オンラインでの本物の出会い【ゲストティーチャー・観察・フィールドワークなど】とICTの有効性をバランスよく指導に生かすことのできる教員が必要とされている。スマホ・デジタルネイティブである現代の子どもたちにとって真に活用できる能力を育てるためには、教職員のICT活用指導力向上研修の充実について、活用そのものが目的化することのないよう、その研修内容への言及が要求される。 また、ネットの危険性を叩き込むのではなく、参加型学習によって対話しながらデジタル技術・思考を身につけることができるよう、これまでの「情報モラル教育」から「デジタルシチズンシップ教育」への転換についても方針の中で触れられるべきである。	いただいた御意見を踏まえ、「デジタルシチズンシップ」の趣旨と内容を、下記のとおり本文中に追記します。また、「奈良県先生応援プログラム」をはじめとした教職員のICT活用指導力向上研修の更なる充実に努めて参ります。 <p style="background-color: #e0f2ff; padding: 10px;"><推進方針></p> <p style="color: red; font-size: 10pt;">子どもたちが持続可能な社会の創り手として社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくため、情報通信技術の特性を生かして、生きて働く知識及び技能の習得等が効果的に図られるようにします。また情報活用能力の体系的な育成を行い、デジタル社会においても、よりよく生きることができる人材育成に努めます。</p> <p style="color: red; font-size: 10pt;">そのため、児童生徒の情報活用能力を伸ばす教育を推進できるようGIGAスクール構想により整備が進んだICT環境を十分に活用するとともに、教職員のICT活用指導力向上研修などの充実に努めます。また、県と各市町村が協力・協働してICT環境の更なる整備とデータ活用を力強く進めます。</p>

「奈良の学び推進プラン(案)」に対する御意見の概要及び県教育委員会の考え方

No.	該当箇所	御意見の概要	県教育委員会の考え方(案)
4	10ページ テーマ2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ (5)学校における働き方改革 <推進方針>	<p>学校における働き方改革の基本となることは、職員間でまずそれぞれの勤務時間や労働条件についての理解が図られているかである。それは、それぞれのプライベートに踏み込むということではなく、ライフワークバランスを尊重した働き方がお互いにできているかという視点をもつことに他ならない。そのためには、それぞれの教職員が担っている業務や学校全体の抱える課題、児童生徒の実態などを日常的に職員間で共有するためのコミュニケーションの場が重要となってくる。コミュニケーションが健全に図られる学校現場ではより効率的に業務が進み、子どもと関わる時間が増えることにもつながる。</p> <p>推進方針では、管理職による勤務時間の把握や超過勤務解消の視点だけでなく、相対的な個々の業務が削減されるような教職員相互のつながりについても言及されたい。</p>	<p>いただいた御意見については、効率的に業務を遂行する上で重要であると県教育委員会でも認識しており、本文中にその旨を追記し、目標を修正します。</p> <p><推進方針></p> <p>県では、これまでの学校における働き方を見直し、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動ができるようにすることを目的として学校における働き方改革を進めています。</p> <p>令和元年度には、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進や学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方などについて検討し、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るためにの方針」及び「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。各学校においては、これらの方針及びプランに沿って、教職員間はもとより外部人材等ともコミュニケーションを十分に図りながら、業務内容や各学校の状況・課題等を共有し、保護者・地域の理解を求め、連携しながら取組を推進することが重要です。</p> <p>今後も、教育の質の向上につなげるため、市町村教育委員会や各学校と連携しながら学校における働き方改革に積極的に取り組みます。</p>
5	12ページ テーマ3 働く意欲と働く力を育む	<p>令和2年度から活用が始まっている「キャリア・パスポート」に関する記述がありません。 <実現目標>の②を「『キャリア・パスポート』の継続的な活用による小中高を通したキャリア教育の推進」という表記にした方が、「キャリア・パスポート」の活用も高まると思います。</p> <p>【理由】</p> <p>令和2年度から活用が始まった「キャリア・パスポート」の認知が進んでいません。基本書式等も作成していただいているので、周知し、活用を進めていくべきだと考えます。よろしくお願いします。</p>	<p>「キャリア・パスポート」については、教員対象の説明会等で周知するとともに、奈良県先生応援サイトで、説明資料、様式例と指導上の留意事項等を共有しているところです。</p> <p>キャリア教育の推進に向けて、有効なツールの一つとなる「キャリア・パスポート」の活用状況について、別途年度ごとに策定する「(仮称)奈良の学びアクションプラン」で進捗管理をしていきたいと考えております。</p>

「奈良の学び推進プラン(案)」に対する御意見の概要及び県教育委員会の考え方

No.	該当箇所	御意見の概要	県教育委員会の考え方(案)
6	12ページ テーマ3 働く意欲と働く力を育む	<p>小中高を通したキャリア教育の推進など、系統立てた職業意識を高める教育はとても良いことだと思います。しかし、高校再編において、普通科を減らし実学教育の推進を進められることについては反論があります。</p> <p>高等学校の普通科で学ぶことは、大学や専門学校等へ進学するためだけではなく、広く一般教養として学ぶべきものもあります。中学で得た教養をさらに高めるために高等学校があるはずです。教養を高めることなく専門分野に進んでも、即戦力にはなってもそれで本当に地域産業の発展が見込まれるのでしょうか。</p> <p>国の普通科改革では、探究コースを取り入れ地域で活躍する人材育成を推奨されています。奈良県では、人気のある総合大学がないため、高校を卒業後、県外へ出てしまうケースが多いです。探究授業を通して地域と関わる中で、県外の大学に進学しても、いずれ地元に戻ってきて働くことが選択肢の一つになっていくような取り組みをされた方が、長い目で見た時、奈良県にとって良い結果をもたらしてくれるのでは、と考えます。</p> <p>ですが、それではなかなか結果は出ないし、地元から評価されないと仰るかも知れませんが、探究活動で地元の問題や課題について地元の人たちと高校生が一緒にあって向き合うことで絆がうまれ、地元回帰に繋がれば、評価に時差はできても必ず良い評価に結び付くと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、どの分野に進むにせよ高い教養を身に着けることは、仕事で行き詰った時にも前に進める力を与えてくれます。働く意欲は、専門分野の高度な知識や技術だけでは搖るぎやすく、ベースとなる広い知識と教養がバックボーンにあってこそ湧いてくるのではないかでしょうか。</p> <p>【理由】 8ページ下から8段目「県立高等学校教育に期待される様々なニーズ」とありますが、まだまだ普通科高校への進学希望者は多いと聞きます。普通科を減らし実学教育を推進されることへ疑問と不安を抱いているからです。</p>	<p>高等学校では、一般的な教養を高めるとともに、専門的な知識・技術及び技能を習得することも重要と考えます。新しい時代に対応した魅力と活力あるこれからの高校づくりを、県立高等学校適正化実施計画に基づき全県的な視野に立って進めており、普通科・専門学科・総合学科のそれぞれの学科において、生徒が幅広い知識などを身に付け、探究的な学びを取り入れる等、教育活動の充実を図ってまいります。</p>

「奈良の学び推進プラン(案)」に対する御意見の概要及び県教育委員会の考え方

No.	該当箇所	御意見の概要	県教育委員会の考え方(案)
7	12ページ テーマ3 働く意欲と働く力をはぐくむ (2) 社会に役立つ実学教育の推進	<p>県立高校再編計画で県立高校数が減り、特に魅力的な高校が失われました。また、文科省の方針で、小中は少人数学級へ方針を出しつつあります。高校においても、少人数化の流れは必然だと考えると、今後の国の方針とは異なる政策になり、ひとりひとりへの教育の質はさらに低下すると思います。</p> <p>高校数が少なく専門化された高校に変わると選びたい専門分野がないということが発生します。例えば、教育コースを目指そうとすると平城高校はなくなるため、そこで夢が途絶えます。少ない数の専門化された高校では、選択肢が不十分で、魅力的で活力が得られるはずではなく、逆に大学への進学機会が失われます。国際高校の倍率をみても県民の意向とはミスマッチです。ひとつの専門高校の要望は少ないことが分かります。つまり高校数をもっと増やさなければならないと思います。一方で普通科は幅広く学問を学べ、専門高校では叶わない幅広い大学進学を可能にします。これが普通科の魅力です。</p> <p>従いまして、魅力と活力ある、専門化された高校へシフトするのであれば今の高校数削減を止め、増やす必要があります。ただ、非現実でもあります。</p> <p>そこで提案として、普通科に実学を複数選択できるような制度として、幅広いニーズの実学経験を積む機会が得られる高校環境とすることが重要だと思います。</p> <p>従いまして、普通科は存続。人気校である奈良高校の現地建替と平城高校の存続を改めて求めます。</p> <p>また、地域での学び、定着という意味では、平城高校の教育コースは好例です。奈良教育大を経て地元に残る定着型の理想的な高校モデルでもありました。</p> <p>まとめ。県立高校の普通科を維持、または、増やし、普通科+複数の専門コースを設置し、実学の機会と幅を増やすことを提案します。</p> <p>【理由】旺文社調べ 平成29年度の日本の大学数は764大学2,307学部5,146学科 これだけ多い学部を選択できるように、奈良県の高校は柔軟なコースを設置すべき。それが普通科の魅力でした。</p>	<p>普通科・専門学科・総合学科のそれぞれの学科において、生徒が幅広い知識などを身に付け、多様なニーズに対応できる教育活動の充実を図ることが重要であると考えております。新しい時代に対応した魅力と活力あるこれからの中学校づくりを、全県的な視野に立って進めて参ります。</p>
8	14ページ テーマ4 地域と協働して活躍する人を育てる (1) 地域との連携・協働推進	<p>高校再編計画により閉校予定の平城高校はモデルケースと言われてもよいほどの地域と連携した活動が行われていましたが、検証はされたのでしょうか?今後どのようにして地域との連携を検証・評価されるのかお尋ねしたいです。</p> <p>【理由】 地域住民からの平城高校とのつながりが無くなることを惜しむ声が多いため。</p>	<p>各県立学校では、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを支える取組を進めているところです。今後も、コミュニティ・スクールの導入など、「地域と共ににある学校づくり」を推進して参ります。</p>

「奈良の学び推進プラン(案)」に対する御意見の概要及び県教育委員会の考え方

No.	該当箇所	御意見の概要	県教育委員会の考え方(案)
9	18、19ページ テーマ5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる (3)特別支援教育の推進	<p>インクルーシブ教育全体を「医療モデル」からの視点でとらえているため、障がいのある児童生徒の社会参加のための施策が、当事者の障害の克服ありきになっている。合理的配慮を講ずる際に障害のある人を支える側となりうる児童生徒の育成にむけた視点を盛り込まれたい。</p> <p>また、インクルーシブ教育はシステムではなく理念そのものの充実をはからなければならず、特別支援教育に関する教員の専門性の向上は、学校現場に務める教職員全てに期待されるものである。「システム」という文言を削除し、インクルーシブ教育そのものを充実推進させるという意味合いを明確にされたい。</p> <p>実現目標の②交流及び共同学習の実施回数のみを目標値とするのではなく、実施回数の増加および定性的目標も追加される必要がある。</p>	<p>共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えています。</p> <p>交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、大きな意義を有することから、本文中にその旨を追記します。なお、交流及び共同学習の実現目標については、定性的目標を追加します。</p> <p><推進方針></p> <p>共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を推進することが重要です。このため、交流及び共同学習の充実を図ることにより、障害のある子どもも障害のない子どもも、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育むことに取り組みます。</p> <p>また、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、切れ目のない指導や支援を組織的・計画的に行なうことが求められます。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場において、個別の教育支援計画や個別の指導計画のより実効性のある活用を行い、個々の障害の状態や一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が重要です。</p> <p>このため、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、センター校の役割を担う特別支援学校においてもその機能の強化を図り、特別支援教育の充実に取り組みます。</p>
10	19ページ テーマ5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる (4)多文化共生教育の推進(外国人児童生徒等への対応等)	<p>(4)で「在日外国人」という言葉が用いられている。</p> <p>「『在日』外国人の定義はないものと理解しているが、一般的に5年以上の居住者をさすとの解釈もあり、「定住性」を含んでいるように思う。</p> <p>滞日の状態によらず、短期滞在者を含め、必要とされる全ての外国人児童生徒等に対し日本語教育は行われるべきであり、また、多文化共生は、日本に滞在しているか否かにかかわらず、他国の文化や習慣を尊重しようとするものであると思う。小見出しのとおり、文中も「外国人児童生徒等」に統一するなど、再考していただきたい。</p>	<p>本県の新しい「人権教育推進プラン」(H31.3)では、「不登校、外国につながりのある子、障害のある子など、教育上の支援や配慮が必要な子どもが自己実現を図れるよう、一人一人の状況を踏まえ、学習内容や学習方法の工夫などに組織的・計画的に取り組む」としています。</p> <p>このことは、国籍や地域、文化、滞日の期間等の如何に関わらず、本県に学ぶ全ての児童生徒等に対して保障されるものあり、対象を限定するものと誤解されないよう「外国人」という表記に修正します。</p>
11	全体について	<p>現在の奈良県立高校再編は奈良県の教育環境を悪化させる為、これを取り消しし、改めて最初からやり直してください。また人気校の平城高校の廃校を取り消してください。</p> <p>【理由】 現在高等裁判所で裁判が行われている。平城高校含め、普通科の高校が少なくなり、奈良県民の普通教育を受ける権利を脅かされる事案であるため。</p>	<p>県立高等学校適正化実施計画は、全県的な視野に立って、新しい時代に対応した魅力と活力あるこれからの高校づくりを進めるために策定いたしました。今後も県民の皆様に計画に対する御理解をいただけるよう計画を着実に実施し、高等学校教育の質向上と、時代の変化に対応できるような未来の学校づくりを推進してまいります。</p>

奈良の学び推進プラン

～ 第2期奈良県教育振興大綱を実現するために～

(案)

**令和3年3月
奈良県教育委員会**

目次

第1 奈良の学び推進プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	1
3 プランの期間	1
第2 データから見た奈良県の子どもたちの状況	2
第3 主要施策	3
1 施策体系	3
2 テーマごとの主要施策	4
テーマ1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	
(1) 就学前教育の充実	4
(2) 健康教育の充実	5
(3) 食育の推進	5
(4) 体力の向上と運動習慣の定着	6
テーマ2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	7
(2) 教職員の資質向上	8
(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり	8
(4) I C Tを活用した教育の推進	9
(5) 学校における働き方改革	10
(6) 安全安心な教育環境の整備	10
テーマ3 働く意欲と働く力をはぐくむ	
(1) キャリア教育・職業教育の推進	12
(2) 社会に役立つ実学教育の推進	12
テーマ4 地域と協働して活躍する人を育てる	
(1) 地域との連携・協働推進	14
(2) 地域社会に貢献する人材の育成	14
(3) グローバル人材の育成	15
(4) 社会教育の推進	16
テーマ5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	
(1) 学校教育における人権教育の推進	17
(2) いじめ・不登校等への対策	17
(3) 特別支援教育の推進	18
(4) 多文化共生教育の推進(外国人児童生徒等への対応等)	19
資料 奈良県学校教育の指導方針	20

第Ⅰ 奈良の学び推進プラン策定にあたって

I プラン策定の趣旨

第2期奈良県教育振興大綱（以下、「大綱」という。）では、令和3年度から令和6年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」を育む「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

少子高齢化の進行、AI・IoTなど技術革新やグローバル化の進展など、社会の変化がますます激しくなるこれから時代を生きる子どもたちには、予測困難な社会の変化を受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を最大限に發揮し、自ら人生を創出することが求められます。そのための原動力は、何かを好きになったり、夢中になったりすることです。「好きこそものの上手なれ」という言葉がありますが、子どもたちの意欲や好奇心を引き出すのは教員です。奈良県の子どもたちが、自らの手で人生を創出することができる教育を、大綱が示す方向性のもと、奈良県の学校・園でしっかりと実践していくことが求められています。

そのためには、「奈良の学び」の充実を図ることが必要です。

「奈良の学び」では、子どもたち一人一人が学びを発展させることを重視します。まず、子どもたちの学習意欲を喚起し、その意欲のもと自ら学習を継続する態度を身に付け、そして、学習で得られた資質・能力を社会の中で発揮しようとする一連のプロセス、すなわち「意欲の喚起」「学習の継続」「社会での活用」というフローを実現することで、学びをより高めることができます。

また、「奈良の学び」では、奈良でしかできない学びを重視します。郷土奈良は、古事記に「大和は国のみほろば」と歌われた我が国之心のふるさとであり、3つの世界遺産を有する歴史、文化、自然に恵まれた場所です。この歴史、文化、自然を学びのステージとして活用することで、学びをより深めることができます。

県教育委員会では、このような「奈良の学び」を実現するため、「奈良県学校教育の指導方針」が目指す「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」という普遍的な目標と関連付けながら、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する学校教育をはじめ、家庭や地域の教育、社会教育など各分野における20の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。

このプランにより教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々と「奈良の学び」の目指す方向性を共有し、奈良県の未来を創る子どもたちの夢を育み、夢を実現できる教育をともに推進してまいります。

2 プランの位置付け

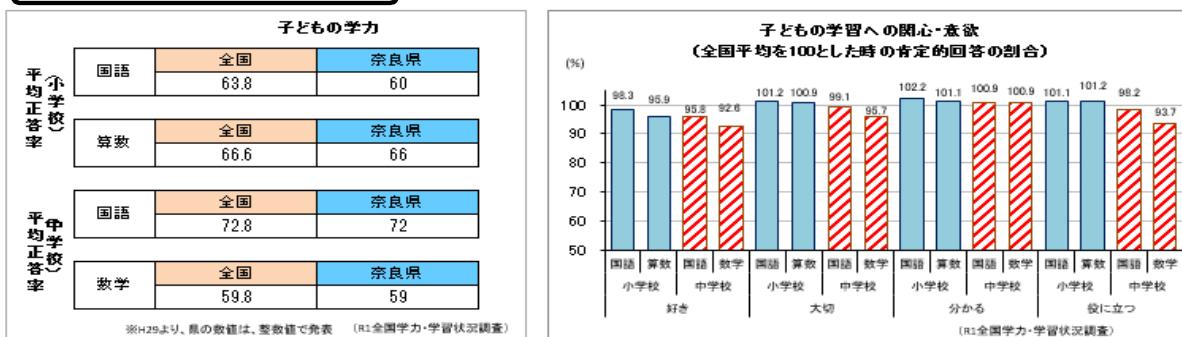
「奈良の学び推進プラン」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

3 プランの期間

令和3(2021)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの4年間とします。

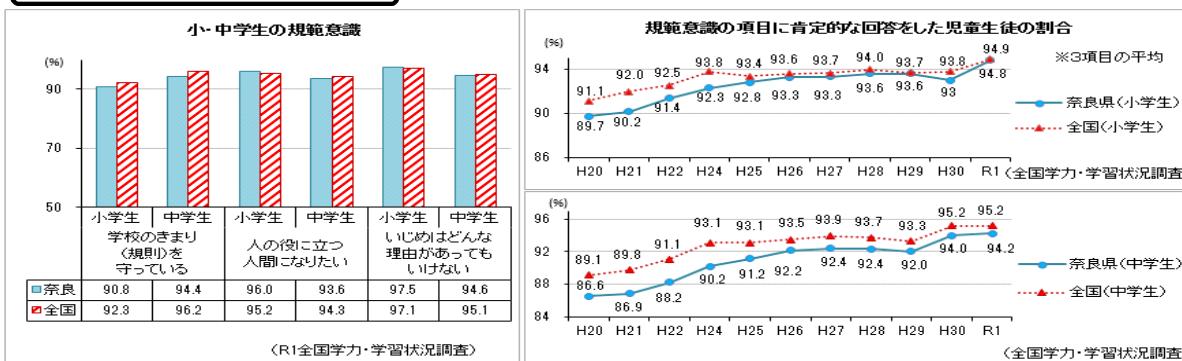
第2 データから見た奈良県の子どもたちの状況

学力、学習意欲



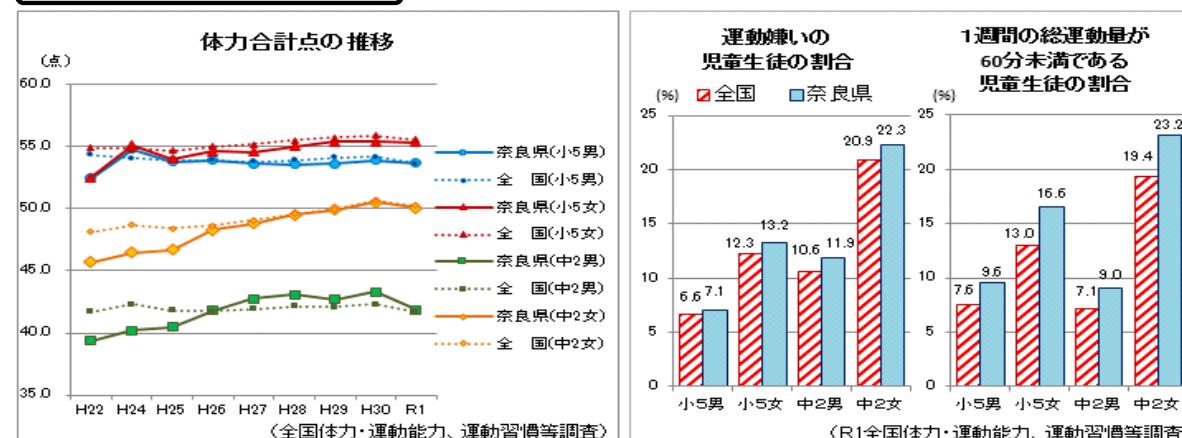
- 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査では、小学校国語は全国平均をやや下回っていますが、小学校算数、中学校国語・数学については、全国平均とほぼ同レベルです。
- 子どもの学習意欲(好き、大切、分かる、役に立つ)は、小学校において3つの項目で全国平均を上回っています。その一方で、中学校においては、3つの項目で全国平均を下回っています。

規範意識、自分自身に対する意識



- 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、子どもの規範意識について概ね全国平均並みですが、「学校のきまり(規則)を守っている」の項目について、全国平均との差が小学校で1.5ポイント、中学校で1.8ポイントあります。

体力、運動能力、運動習慣



- 体力合計点は、小学生、中学生の男女ともに平成27年から5年連続でほぼ全国平均並みです。
- 運動嫌いの児童生徒の割合は、小学生、中学生ともほぼ全国平均並みです。1週間の総運動量が60分未満である児童生徒の割合にも同様の傾向が見られ、特に中学生女子においてその差が大きく、運動習慣の定着が今後の課題です。

第3 主要施策

I 施策体系

第2期奈良県教育振興大綱「教育施策の基本方針」に基づいて
奈良県教育委員会が取り組む「20の主要施策」

1. こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

<目指す方向>

- ・自己肯定感と他者への寛容なこころをはぐくむ
- ・健やかな身体をはぐくむ
- ・就学前教育に関わる全ての関係者が共通の意識を持って実践する

<施策の方針>

- ・就学前教育の充実
- ・こころと身体のはぐくみ

<主要施策>

- (1)就学前教育の充実
- (2)健康教育の充実
- (3)食育の推進
- (4)体力の向上と運動習慣の定着

2. 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

<目指す方向>

- ・学ぶ楽しさを知り生涯学び続ける意欲をはぐくむ
- ・人に自分の考えを理解してもらう力をはぐくむ
- ・新たな時代を豊かに生きる力をはぐくむ

<施策の方針>

- ・学び考え探究する力のはぐくみ
- ・新たな教育のスタイル

<主要施策>

- (1)主体的・対話的で深い学びの実現
- (2)教職員の資質向上
- (3)魅力と活力あるこれからの中核づくり
- (4)ICTを活用した教育の推進
- (5)学校における働き方改革
- (6)安全安心な教育環境の整備

3. 働く意欲と働く力をはぐくむ

<目指す方向>

- ・地域で学びとしごとを円滑に接続させる

<施策の方針>

- ・働く意欲と働く力のはぐくみ
- ・地域での職業選択を叶える

<主要施策>

- (1)キャリア教育・職業教育の推進
- (2)社会に役立つ実学教育の推進

4. 地域と協働して活躍する人を育てる

<目指す方向>

- ・異なる価値観をもつ人たちと共生する力をはぐくむ
- ・地域をコーディネートする力をはぐくむ
- ・生涯にわたる学びを通して郷土への誇りと愛着をはぐくむ

<施策の方針>

- ・地域を良くする力のはぐくみ
- ・地域を楽しむためのはぐくみ

<主要施策>

- (1)地域との連携・協働推進
- (2)地域社会に貢献する人材の育成
- (3)グローバル人材の育成
- (4)社会教育の推進

5. 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

<目指す方向>

- ・豊かなこころをはぐくむ
- ・主体性を持ち、自立して生きていく力をはぐくむ
- ・個々の特性を理解し、共生する力をはぐくむ

<施策の方針>

- ・いじめ防止対策
- ・不登校・ひきこもり対策
- ・インクルーシブ教育

<主要施策>

- (1)学校教育における人権教育の推進
- (2)いじめ・不登校等への対策
- (3)特別支援教育の推進
- (4)多文化共生教育の推進

2 テーマごとの主要施策

テーマⅠ こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

(1) 就学前教育の充実

<推進方針>

就学前教育については、平成30年度、県立教育研究所が主体となり、県知事部局の子育て支援課（現奈良っ子はぐくみ課）、教育振興課を加えた3部局で協力し、県内の公立・私立幼稚園・保育所・認定こども園における就学前教育の手引きとして、奈良県版就学前教育プログラム『はばたくなら』を策定しました。この策定に向け県知事部局と県教育委員会で議論を重ねる中で、現状や目指すべき方向性が明らかになり、結果、就学前教育に関わる全ての施設で、質の高い教育を実現していく道筋が完成しました。

今後は、この協力体制を維持強化し、『はばたくなら』を活用した就学前教育の実践を進めるとともに、就学前教育に携わる人材の育成ガイドラインの策定・活用や、各地域における就学前教育の推進役となるリーダーの養成等、更なる普及と質の向上に資する取組を、就学前教育の施設類型を越えて、一体的に推進します。

また、子どもが小学校入学時に環境の変化や人間関係に戸惑うなどの問題が生じる、いわゆる「小1プロブレム」への対応として、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とが連携協働した円滑な接続の取組が求められることから、具体的な取組を県内に広げるよう努めます。

併せて、就学前の子どもをもつ保護者を支援し、家庭とともに子どもの発達を支えることができるよう家庭教育の推進に努めます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実普及	活用率の増加
②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインの策定と活用	有無・研修参加者数200名以上
③	各園所と小学校が連携協働した円滑な接続の取組	研修実施市町村数の増加
④	家庭教育支援チームの構築支援	登録数の増加

(2) 健康教育の充実

<推進方針>

近年、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化を背景として、肥満・瘦身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、様々な健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化し、適切な対応が求められています。

中でも、学校における食物アレルギー事故の発生件数は減少傾向にある一方、事故の内容の中には深刻な事例も見受けられます。こうしたことを受けたて令和2年11月に改訂した「学校におけるアレルギー疾患対応指針（奈良県教育委員会）」を活用し、教職員及び児童生徒の危機意識の向上を図ります。

上記のように多様化・深刻化する子どもの健康課題を踏まえ、児童生徒の心と体を守るため、健康教育の充実に取り組みます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	適切なアレルギー対応の周知	校内研修の開催率の増加
②	子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実	学校保健委員会の開催率の増加

(3) 食育の推進

<推進方針>

近年の子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するためには、学校において体系的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。具体的には、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携し、発達段階に応じた食育を進め、健康的な食生活が実践できるよう育成します。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	学校教育を生かした食育の推進	定性的目標
②	地場産物の積極的な活用	学校給食における活用率の増加

(4) 体力の向上と運動習慣の定着

<推進方針>

小学生に対する運動習慣向上への取組や中学生の運動部活動の活性化を図ることにより、小・中学生の体力が向上しています。

具体的には、令和元年度の全国調査では、体力合計点において、小学生男女、中学生男女ともに、経年で見ると年度ごとにばらつきはありますが、ほぼ全国平均レベルで安定してきています。

また、運動習慣等の調査結果でも、「運動やスポーツをすることが嫌い」と回答する生徒の割合が減少するなど、改善傾向が見られます。

一方、運動をする児童生徒と運動をしない児童生徒の二極化傾向が見られるため、引き続き運動習慣の改善に取り組みます。

<実現目標>

	取 組 内 容	目標・目標値
①	運動習慣向上のための取組の推進	「外遊び、みんなでチャレンジ!」記録登録者数の増加

テーマ 2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

<推進方針>

令和2年度から適用される新学習指導要領では、これから時代に求められる教育の実現のため、各学校において必要となる学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを明確にし、社会との連携・協働により実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や指導と評価の一体化を進め、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することで、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒に生きる力を育みます。

このような教育の実現に向け、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善やICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現に重点的に取り組むこととします。また、一人一人の主体性を育む道徳教育の充実、家庭や地域社会と連携した読書活動の推進、へき地・小規模校における学習指導の充実やSDGsを題材とした探究活動の実施など具体・個別の取組を推進します。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	定性的目標
②	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた指導の充実	全国調査 全国平均以上
③	学習意欲の向上に関する取組の推進	県独自調査
④	家庭や地域社会と連携した読書活動の推進に関わる取組の推進	全国調査 授業時間以外に普段全く読書をしない児童生徒の割合の減少

(2) 教職員の資質向上

<推進方針>

子どもたちの学ぶ意欲を向上させていく上で、教職員の資質・能力の向上は最重要課題です。

このため、教職員のステージ（経験年数や職責）に応じて必要とされるスキル・力量を明確にするために「奈良県教員等の資質向上に関する指標」等（以下、「育成指標」という。）を作成しました。今後は、育成指標に基づき、全ての教職員が基礎的、基本的な資質能力を確実に身に付けるとともに、専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備等に取り組み、学校の教育力向上に努めます。

また、時代の変化により生じる新たな課題等に対応した研修講座の内容の充実とともに、ICTを活用した遠隔研修等、研修講座の実施方法の多様化に取り組みます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備	定性的目標
②	研修講座の評価の推進	研修講座が活用できると回答した割合90%以上の維持
③	ICTを活用した研修講座の実施	実施回数の増加

(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり

<推進方針>

平成30年4月、10年ごとに改訂される高等学校学習指導要領等も踏まえながら、時代の変化に対応した新しい高校づくり、社会や地域とつながる教育の推進、教育内容や校名の見直し等により、「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を推進するための方針として「県立高等学校適正化推進方針～高等学校教育の質向上と再編成のために～」を策定しました。

平成30年10月には、県立高等学校教育に期待される様々なニーズに応えるため、同方針に基づき県立高等学校が抱える課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画である「県立高等学校適正化実施計画」を策定し、その実行を通して県立高等学校の質の向上に取り組んでいます。

今後も、生徒の多様なニーズに応えるためにも、学科・コースの更なる特色化や定時制・通信制課程の充実などを通して「多様な学びの選択肢」を提示できるよう不断の検討を行うことが必要です。その際、例えば、福祉や保育に関する教育の充

実による福祉人材の育成や、産業界との連携による最先端の工業技術者の育成、理数教育の充実による科学技術系人材の育成、学際的な学びに重点を置くことによるグローバルリーダーの育成、芸術分野における文化芸術の担い手となる人材の育成など、各学校が担うミッションを明らかにした上で、各高等学校の教育の充実に取り組みます。なお、将来、本県で活躍する人材を幅広く育成するために、専門学科を中心に、他府県の生徒が本県の県立高等学校で学べる制度の拡充も実施することとします。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	県立高等学校における中期計画の策定	全校で策定
②	学科・コースの特色化	定性的目標

(4) I C T を活用した教育の推進

<推進方針>

子どもたちが持続可能な社会の創り手として社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくため、情報通信技術の特性を生かして、生きて働く知識及び技能の習得等が効果的に図られるようにします。また情報活用能力の体系的な育成を行い、デジタル社会においても、よりよく生きることができる人材育成に努めます。

そのため、児童生徒の情報活用能力を伸ばす教育を推進できるようG I G Aスクール構想により整備が進んだI C T環境を十分に活用するとともに、教職員のI C T活用指導力向上研修などの充実に努めます。また、県と各市町村が協力・協働してI C T環境の更なる整備とデータ活用を力強く進めます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	オンライン教育の推進	実施率の増加
②	教職員の情報活用指導力の向上	実態調査 回答率の上昇
③	統合型校務支援システムの導入	導入率 100%
④	学習用I C T環境の整備	整備率の増加

(5) 学校における働き方改革

<推進方針>

県では、これまでの学校における働き方を見直し、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動ができるようにすることを目的として学校における働き方改革を進めています。

令和元年度には、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進や学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方などについて検討し、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」及び「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。各学校においては、これらの方針及びプランに沿って、教職員間はもとより外部人材等ともコミュニケーションを十分に図りながら、業務内容や各学校の状況・課題等を共有し、保護者・地域の理解を求め、連携しながら取組を推進することが重要です。

今後も、教育の質の向上につなげるため、市町村教育委員会や各学校と連携しながら学校における働き方改革に積極的に取り組みます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握	公立小中学校の割合 100%
②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定	実施率 100%

(6) 安全安心な教育環境の整備

<推進方針>

近年、学校の安全を脅かす事件や事故等は多岐にわたり、年々深刻化しており、児童生徒の登下校時の安全確保対策が急務となっています。

また、各学校を取り巻く自然条件、交通環境、治安状況等は地域によって様々に異なることから、地域的特性を理解した上で適切な安全教育や安全管理が行われなければなりません。

さらに、実践的な避難訓練の実施を通じて、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせる防災教育が必要となっています。

以上のようなことから、地域や専門機関、団体や民間事業者等と連携した

効果的な学校安全の取組を推進します。

また、県立施設に求められる安全性及び設備・機能の充実を図るため、学校施設の耐震化を令和4年度末までに完了させるとともに、老朽化が進みつつある学校施設の長寿命化対策に取り組みます。

<実現目標>

	取 組 内 容	目標・目標値
①	通学通園路等の安全確保の取組の推進 (交通安全・防犯・防災)	実施率の増加
②	県立学校施設の耐震化	耐震化率 100%
③	県立学校施設の長寿命化対策の推進	定性的目標
④	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実	ナラ・シェイクアウト参加校数の増加

テーマ 3 働く意欲と働く力をはぐくむ

(1) キャリア教育・職業教育の推進

<推進方針>

産業や経済の分野における構造的な変化が、雇用形態の多様化・流動化に直結している現在において、児童生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるためのキャリア教育・職業教育を行うことの重要性はますます高まっています。

このため、中学校の職場体験や高等学校・特別支援学校のインターンシップの充実に引き続き取り組み、更なる充実を図るなど、各学校段階において組織的・系統的なキャリア教育及び職業教育の推進に取り組みます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	職場体験活動やインターンシップ等の拡充	インターンシップ 参加生徒の割合 の増加
②	小中高を通したキャリア教育の推進	定性的目標

(2) 社会に役立つ実学教育の推進

<推進方針>

高等学校段階では、自らの在り方や生き方を考え、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を含め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の伸長と自立を図ることが求められています。

農業、工業などの職業に関する専門学科においては、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応という視点から教育内容及び設備の一層の充実を図ります。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	デュアルシステム、インターンシップの実施	インターンシップ 参加生徒の割合 の増加
②	専門教育の教育内容及び設備の充実	定性的目標
③	産業界との連携	協力企業数

テーマ 4 地域と協働して活躍する人を育てる

(1) 地域との連携・協働推進

<推進方針>

学校が抱える課題の複雑化・困難化や、地域社会のつながり・支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える、「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の一体的な推進を図ります。

「コミュニティ・スクール」は、地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みであり、平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、その設置が努力義務化されました。本県でも更なる推進を図り、令和4年度中に全ての県立学校において設置を目指します。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	地域学校協働活動の充実	定性的目標
②	県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進	導入率 100%

(2) 地域社会に貢献する人材の育成

<推進方針>

「学力・学習状況調査」によると、都市部の子どもを中心に、地域の行事に参加しにくい状況があり、成人についても、県外就労者が地域への愛着が弱い傾向があるなど、子どもも成人も地域とのつながりの希薄化が進んでいます。

このような中、子どもたちには、地域への課題意識や貢献意識をもち、将来、地域ならではの価値を創造するなど、内外から地域を支える人材となることを大いに期待するところです。

このため、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解を深められるよう、教育内容の充実に努めます。

また、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科またはコースを設置するなど、次代の地域社会を支えるリーダーに必要な資

質・能力を育成するためのカリキュラムの研究・開発を推進します。

さらに、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることが重要であることから、主権者教育の充実を図ります。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	「郷土学習の手引き」の活用	活用件数の増加
②	郷土の伝統、文化、自然等に関する学習 「奈良TIME」の充実	定性的目標
③	主権者教育の推進	定性的目標

(3) グローバル人材の育成

<推進方針>

グローバル化が進展する国際社会の中で活躍できる人材育成のために、グローバルマインドの育成や、外国語（英語）教育の推進、高校生の海外留学等の一層の促進などに取り組む必要があります。このため、令和2年度開校の県立国際高等学校及び令和5年度開校の県立国際中学校を核として、海外留学や国際交流を促進するための機会を設け、高度なグローバル人材の育成に取り組みます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進	定性的目標
②	海外留学や国際交流を促進するための機会の提供	有無
③	県立国際中学校の設置	令和5年度開校

(4) 社会教育の推進

<推進方針>

多様化・複雑化する現代社会において、「人生100年時代」の到来が告げられ、「Society5.0」の実現が提唱されています。これから地域社会を持続可能なものとするために、社会教育を基盤とした生涯にわたる学びによる「人づくり」、その人たちの連帯による「つながりづくり」、そのつながりをもとに地域課題の解決をしていく「地域づくり」の好循環を目指すことが重要になります。

個人の成長と地域社会の発展のため、大学の資源を活用した県民の生涯学習の機会の拡充や、社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築、社会教育施設の地域学校協働活動への参画支援に取り組みます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施	受講修了者数の増加

テーマ 5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

(1) 学校教育における人権教育の推進

<推進方針>

人権課題が多様化・複雑化する中、これらに主体的に対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が求められています。児童生徒が自尊感情を育み、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を身に付けることで、学校や社会で自分の可能性を最大限に発揮できるよう、「人権教育の推進についての基本方針」に則り、新しい「人権教育推進プラン」に沿った教育の充実を推進します。

教職員に対しては、ライフステージに応じた系統的・計画的な研修、様々な個別の人権課題に対応するための研修を実施し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養を図るとともに、部落問題学習をはじめとする様々な人権課題に対するこれまでの取組の成果が確実に「継承」「発展」するよう、同和問題関係史料センター、各種研究団体、運動団体が相互に連携した取組を推進し、人権教育推進のための資質能力の向上を図ります。

また、人権教育推進上の今日的課題や「人権教育の推進に関する調査」から明らかになった課題をテーマとした資料の収集・作成に努め、児童生徒や教職員の実態に即して機に応じた教材等を提供します。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進	定性的目標
②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実	満足度 90%以上
③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成	活用率の増加

(2) いじめ・不登校等への対策

<推進方針>

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の社会的自立に影響を及ぼすことになります。

これらいじめ・不登校等への対応については、どの児童生徒にも起こりうるという認識のもと、早期発見及び早期かつ組織的な対応を行うことが極め

て重要です。このため、いじめの認知に関して学校間や教員間での意識のばらつきを解消するなど、全県的に統一した対応が必要であることを踏まえ、奈良県いじめ防止基本方針の周知・徹底を図ることや、以前と比べ配置が進んでいる外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）のより効果的な活用を行うことなどの、具体的な取組を進めていきます。また、不登校に関しては、登校できない（しない）状況の解消に向けた社会的・心理的支援が重要となります。併せて、登校できていない児童生徒に対する学習支援の充実を図ります。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底	定性的目標
②	アンケート実施によるいじめの早期発見	アンケート実施率
③	不登校児童生徒に対する学習の支援	定性的目標

(3) 特別支援教育の推進

<推進方針>

共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を推進することが重要です。このため、交流及び共同学習の充実を図ることにより、障害のある子どもも障害のない子どもも、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育むことに取り組みます。

また、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、切れ目のない指導や支援を組織的・計画的に行なうことが求められます。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場において、個別の教育支援計画や個別の指導計画のより実効性のある活用を行い、個々の障害の状態や一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が重要です。

このため、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、センター校の役割を担う特別支援学校においてもその機能の強化を図り、特別支援教育の充実に取り組みます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用	作成率の増加
②	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実	実施回数の増加 定性的目標
③	特別支援教育に関する研修会の実施	実施率の増加

(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応等）

<推進方針>

国際化の進展や政府による積極的な受入拡大政策により、本県においても外国人が増加しています。一層の多文化共生が求められる時代にあって、児童生徒に対しては、互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し、対等な関係を築いてともに暮らすための知識、スキル、態度を育てる教育がこれまで以上に重要になっています。

加えて、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対しては、学校において新しい知識を学び習得し、基礎的な学力を身に付ける機会が奪われることのないよう、また、友だちとのコミュニケーションが上手く取れることで緊張や不安を抱え、学校生活そのものが困難になることがないよう、一人一人に応じた日本語指導が行われなくてはなりません。

県人権学習資料集「なかまとともに」等の活用を促進し、互いを尊重し、違いを豊かさとして捉える感性を培う取組を推進します。

また、外国人児童生徒等を対象とした進路ガイダンス、教職員を対象とした外国人児童生徒等に関する指導についての教育講演会、日本語指導研修会を開催し、より一層の指導・支援体制の充実と教職員の指導力向上を図ります。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	一人一人に応じた日本語指導の実施	定性的目標
②	多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実	満足度 90%以上

学校教育の目標

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成を目指す。

具体目標

基礎的な知識・技能を習得させ、これらを活用した思考力等を育むとともに、主体的に学ぶ態度を養う。

真理を求め、生命を尊び、自然を愛し、崇高なものに感動する心を育てる。

正しい判断力と強い意志を養い、規範意識を高め、自律的な生活態度を育てる。

勤労観・職業観を養い、主体的に進路を選択する能力を育てる。

自他敬愛に基づく人間関係を深め、社会連帯の精神と社会に貢献する態度を養う。

郷土や自國に対する理解と愛情を培い、国際理解を深めることを通して、互いに尊重し合う態度を養う。

健康的な生活習慣を養うとともに、自発的・自主的な体育的活動をすすめ、たくましい心身を育てる。

確かな学力の育成

確かな学力は、基礎的な知識・技能並びに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等や主体的に学ぶ態度までを含めたものであり、主体的・対話的で深い学びの実現を図りながら育むことが大切である。

豊かな人間性の育成

豊かな人間性は、他人を思いやる心や社会貢献の精神、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、自律心や責任感などであり、共生社会を展望し、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、豊かな体験活動の充実に努め、学校生活のあらゆる場面で育むことが大切である。

たくましい心身の育成

たくましい心身は、生涯にわたって自らの運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、学校生活の中で運動・スポーツや健康・安全についての実践を通して育むことが大切である。

指導目標

基礎・基本の定着を図り、それらを活用する力を育む

確かな学力の育成

- <幼稚園等> 身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育の見方・考え方を生かし、小学校以降の生活や学習の基盤につながる思考力、判断力、表現力等の基礎を養う。
- <小学校> 児童の発達の段階に応じた指導の充実を図り、幼稚園等の教育内容や中学校での学習内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせた学習の過程を重視し、知識・技能を習得させるとともに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等を育成する。
- <中学校> 生徒の発達の段階に応じた指導の充実を図り、小学校や高等学校での学習内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせた学習の過程を重視し、知識・技能を習得させるとともに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等を育成する。
- <高等学校> 中学校までの学習の成果を踏まえ、各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせた学習の過程を重視し、知識・技能を習得させるとともに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等を育成する。
- <特別支援学校> 障害の状態や特性及び発達の段階等に応じて、個別の指導計画に基づく適切な学習活動を展開し、思考力、判断力、表現力等を育成する。

豊かな人間性の育成

- <幼稚園等> 人々との関わりを深め、愛情や信頼感をもつとともに、身近な動植物に触れ、生命の不思議さや尊さに気付き、命を大切にする心を育む。自分の力で行動することの充実感を味わい、してよいことや悪いことが分かり、相手の立場になって行動しようとする態度を養う。
- <小学校> 自分や他者を理解し、命を大切にする心や人権を尊重する心、自律心、責任感、正義感を育む。集団宿泊活動や自然体験活動などを通じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けさせる。
- <中学校> 自分や他者への理解を深め、命を大切にする心や人権を尊重する態度、自律心、責任感、正義感を育む。職場体験活動やボランティア活動などを通じて、社会生活上のルールやマナーを身に付けさせ、社会参画しようとする態度を養う。
- <高等学校> 人権尊重の精神と命に対する畏敬の念を深め、他者と共に主体的に生きる能力と態度を育てる。法やルールの意義を理解し、社会の一員としての自覚を深め、よりよい社会を築こうとする行動力を育む。
- <特別支援学校> 様々な経験を通して、自ら他の人に関わろうとする姿勢を養うとともに、集団の中における自分の役割を理解し行動する力を育む。

たくましい心身の育成

進んで運動に取り組む力を育む

- <幼稚園等> 充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- <小学校> 運動との多様な関わりを通して、基本的な動きや技能を身につけ、自ら進んで運動に取り組む態度を養う。
- <中学校> 様々な運動の経験を通して、体力向上を図るとともに、積極的に運動に取り組む態度や生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成する。
- <高等学校> 運動・スポーツに主体的に取り組むことにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を身に付けるとともに、自らの健康を保持増進できる実践力を育成する。
- <特別支援学校> 障害の状態や特性及び発達の段階等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、自ら考えたり、工夫したりしながら運動に取り組み、体力の向上を目指す。

[※ 指導目標における<幼稚園等>とは幼稚園のほか認定こども園を含む。また、<小学校>には義務教育学校前期課程、<中学校>には義務教育学校後期課程をそれぞれ含む。]